

令和7年度旭川市農業委員会第6回総会議事録

- 1 開催日 令和7年9月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午前9時00分開会 午前9時20分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 22名
 - 1番 橋本 幸博 2番 北原 浩美 3番 松原 朗 4番 吉田 豪人
 - 5番 市田 敏行 6番 佐藤 絢也 7番 佐藤 慎二
 - 9番 小出 範之 11番 湯浅 光二 12番 楠 栄
 - 13番 請川 幹恭 14番 石尾 卓也 15番 只石 博幸 16番 柿木 和恵
 - 18番 廣瀬 康行 19番 小竹 一茂 20番 山中 泰典
 - 22番 佐藤 博則 24番 高橋 一政
 - 25番 前田 靖雄 26番 山田 孝 27番 滝川 岳雪
- 5 欠席委員
 - 8番 川上 和幸 17番 廣田 健太郎 21番 千代 圭
 - 23番 鈴木 剛
- 6 遅参委員
 - 10番 中島 張
- 7 事務局職員
 - 佐藤事務局長 有馬事務局次長 栗山副主幹
 - 西村副主幹 藤永副主幹 稲場副主幹
 - 渡辺主査
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員
 - 9番 小出 範之 11番 湯浅 光二
- 10 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について(審議)
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (7) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第4号 現地目証明願について(専決)
 - (9) 報告第5号 農業者老齢年金裁定請求について

10 議事

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和7年度旭川市農業委員会第6回総会を開会いたします。
本日の出席委員は22名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、8番川上委員、17番廣田委員、21番千代委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がございました。
また、10番中島委員から遅れる旨の連絡がございました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
9番小出委員、11番湯浅委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは1ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が3件でございます。
地区の内訳は、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区1件となっております。
番号1番及び2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは3ページ、議案補足資料は4ページないし8ページでございます。
本件の転用目的は、第2種農地において、市道の維持管理に必要な車両置き場を設置するものであります。
続いて、議案補足資料4ページの位置図を御覧ください。
申請地は旭川市東鷹栖支所から西へ約2.1kmに位置します。
次に、資料5ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地を車両置き場、通路及び旋回場とする計画です。
審査内容の概要につきましては、資料6ページの総括表に記載しています。
詳しくは資料7ページ及び8ページの意見書のとおりとなっておりますので、併せて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第2号について異議なしと認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 日程第3議案第3号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは5ページないし10ページ、議案補足資料は9ページでございます。
本件は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画の案を添付して、同法第18条第11項に基づき促進計画を定めるよう

北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が6件、利用権設定が1件の合計7件でございます。

地区の内訳ですが、所有権移転は永山地区が3件、江神地区が2件、西神楽地区が1件、利用権設定は西神楽地区が1件となっております。

面積は所有権移転が22.56ha、利用権設定が0.8haでございます。

なお、売り手及び買い手から希望があった場合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料9ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

所有権移転（貸付タイプ）の番号4番につきましては、小出委員に関係がありますので、小出委員は、発言及び表決についてはお控え願います。

それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 議案書の9ページ、所有権移転（貸付タイプ）番号4番は、旧農地保有合理化事業に基づく、北海道農業公社による売り渡しでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転（貸付タイプ）番号4番について審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転（貸付タイプ）番号4番について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、他の案件について審議を求めます。事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査） 所有権移転は、即売りタイプが2件、貸付タイプは買入が2件、売渡が1件、利用権設定は、稼働力不足による全地貸付が1件でございます。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、ただいま事務局から説明のありました議事参与制限の1件を除いた6件について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは11ページ及び12ページでございます。
江神地区で2件、西神楽地区で3件、東旭川地区で1件、合計で6件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することに決定いたします。

○議 長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは13ページないし15ページでございます。
本件につきましては、報告対象期間中に8件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。
なお、地区ごとの内訳につきましては、永山地区1件、東旭川地区7件となっ

ております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 日程第6報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは17ページ、議案補足資料は10ページないし14ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に5の法人から報告書の提出がありました。
これらにつきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員（市田 敏行） 5番市田です。
この報告のなかで、10ページのオサラッペ牧場が今回報告が0になっていますが、これはまったく売り上げがないということでしょうか。

○事務局（栗山副主幹） 令和6年については活動を休止しているということでございます。

○委員（市田 敏行） それでも報告はしなければいけないのですか。

○事務局（栗山副主幹） そのとおりです。

○議長（山田 孝） 他に御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第7報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○委 員（中島 張） （到着・着席）

○事務局（西村副主幹） 日程第7報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは19ページ及び20ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、江神地区で1件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第8報告第4号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場副主幹） 日程第8報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは21ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が4件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農採地以外でありました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、報告第4号を終わります。

○議 長 (山田 孝) 次に、日程第9報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局 (稲場副主幹) 日程第9報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは23ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、旧制度の老齢年金裁定請求が1件ありました。

これにつきまして、請求内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第6号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議 長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、報告第5号を終わります。

○議 長 (山田 孝) 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度旭川市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員 小出 範之

署名委員 湯浅 光二